さいたま市告示第１７０７号

さいたま市の発注する「下水道事業実施設計業務（南建－Ｒ８－１２３）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和８年１１月９日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和５２年４月１５日建設省告示第７１７号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ　参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ　管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあっては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク　アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、業務ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第５条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ　業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ　業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（ＴＥＣＲＩＳ）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ　アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

３　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札

候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

４　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

５　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

６　契約金の支払方法

(1)　前金払の有無については業務ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の３以内とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

　債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

７　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項

各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(8)　契約手続きについては、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）により、契約を締結することができるものとする。

(9)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

契約整理番号		０８－４４８７－１８
入札方法		一般競争入札（電子）
参加形態		単体企業
業務名		下水道事業実施設計業務（南建－Ｒ８－１２３）
業務場所		さいたま市緑区大字大門地内
履行期間		契約確定の日から令和９年３月２３日まで
概要		実施設計　推進工法（刃口・小口径、既存設計あり）390m　開削工法　（内径1200mm未満、既存設計あり）840m　（内径1200mm未満）150m　耐震設計（レベル１地震動）150m　詳細設計　推進工法（刃口・小口径）　積算業務390m
予定価格（税込）		１６，７９７，０００円
最低制限価格		設定する
参加申請受付期間		令和８年１１月１８日（水）午前９時から 令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
入札書提出期間		令和８年１１月２４日（火）午前９時から 令和８年１１月２５日（水）午後５時まで
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和８年１１月２６日（木）午後２時１０分
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／下水管渠
		本公告日において、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道／下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が１人以上いること。
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し。
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和８年１１月９日（月）から
	質問受付期間	令和８年１１月　９日（月）午前９時から 令和８年１１月１７日（火）午後５時まで
	質問回答期日	令和８年１１月２０日（金）
保証金及び支払方法		入札保証金　免除　契約保証金　免除　前金払　有
その他		設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。
業務担当課		さいたま市中央区下落合５丁目７番１０号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話　０４８－８４０－６２６３
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０